

「多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画」事後評価について（概要説明資料）

【はじめに】

多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画は以下の2点を大きな目的として平成29年3月に策定しました。

- ① 都市計画マスタープランに位置付けられた広域拠点である多摩センターにふさわしい、魅力と賑わいあふれる街づくりを実現すること。
- ② 駅周辺の都市計画施設の更新を計画の関連事業として位置づけ、都市計画事業認可取得手続きの円滑化を図ること。

①の実現のため、基幹事業(都市再生整備計画事業)として、ストリートファニチャー(ベンチ)やサインの整備事業、エスカレーター(歩行支援施設)の基礎調査、道路占用許可制度の特例を活用したオープンカフェ事業等を実施してきました。

また、②では、計画区域内の都市計画施設や公共施設のリニューアル整備等を関連事業として位置付けており、各種事業が都市計画事業認可を取得しつつ実施中です。

都市再生整備計画の計画期間は5年間で、計画期間の最終年度には、「基幹事業(都市再生整備計画事業)」に関して法定の事後評価を行うことが規定されております。

事後評価の原案(事後評価シート)作成にあたっては、広くその原案を公表し、市民の意見を募ること(パブコメの実施)、また、自治体の事後評価が適切に遂行されたことを中立・公平な立場で確認していただき意見を求めること、及び、今後のまちづくりの方策等について意見を求めることを目的として、「有識者等の第三者を含む評価委委員会」を開催することが望ましいとされております。

この度、作成した規定様式の事後評価原案(事後評価シート)では、各種事業の実施による街の課題の変化と今後の街づくりの方策を記載しています。多摩市街づくり条例の第8条第2項の(12)「その他市長が市の街づくりの推進を図るために必要があると認める事項」に基づき、街づくり審査会の皆様に評価及び今後の多摩センター駅周辺地区の街づくりについて、ご意見を伺います。

【都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)とは】

市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業です。

※都市再生特別措置法第46条第1項に基づき、市町村が都市再生整備計画を作成し、都市再生整備計画に基づき実施される事業等について事業費の一部に国から社会資本整備総合交付金が交付されます。

【多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画（計画書）の概要】 『資料1』

(1)都市再生整備計画の目標

大目標:コンパクトな都市構造への再編を目指す多摩ニュータウンの広域拠点・駅拠点に
ふさわしい魅力と賑わいあふれる街づくり

目標1:多摩センター地区らしい賑わいあふれる空間づくりによる都市機能の誘導

目標2:住民や来訪者にやさしい街の推進(おもてなし、ユニバーサルデザイン)

目標3:まちづくりへの住民、企業等の主体的な参加の推進

(2)都市再生整備計画区域

多摩センター駅周辺商業地域及び第二種住居地域の約63ha

(3)都市再生整備計画期間

平成29年度～令和3年度

(4)基幹事業(都市再生整備計画事業)の実施概要

地域生活基盤施設

○案内板・サインの設置(H30～R2年度実施)

来訪者の誰もがわかりやすい空間の整備のため多言語のサインを整備しました。
高質空間形成施設

○ストリートファニチャー(緑化施設)等の設置(H29～R1年度実施)

オープンカフェと併せ高質な滞留空間を創設し地区の魅力を向上させました。

○エスカレーター(歩行支援施設)の基本調査(H29年度実施)

回遊性と移動の連続性強化の為、バスロータリーからペDESTリアンデッキにかかる
階段へのエスカレーター設置についての基本調査を行いました。

※設置場所の構造的な課題や、民間で設置された屋外エスカレーターによる歩行動
線の変化も踏まえ、都市計画施設でもあるバスロータリーの都市計画変更も見据
えて、歩行支援施設の設置を再検証することとし、整備自体は延期しました。

道路占用許可の特例活用

○オープンカフェ事業(H29～R3年度実施)

都市再生整備計画を策定することにより活用出来る道路占用許可の特例を使いオー
プンカフェを設置し、街の賑わいを創出しました。

事業活用調査

○事後評価調査事業(R3年度実施中)

都市再生整備計画によって得られた成果やその実施過程、成果の要因などを客観的
に評価・分析し、今後のまちづくりのあり方を検討します。

(5)関連事業の概要

関連事業は都市再生整備計画事業ではないものの、計画区域内で同時期に実施される
事業で、街づくりの目標に対し、相乗的な効果が期待できるとして位置付けた事業です。
各種の関連事業については整備に向けた工事等が進捗中です。

整備内容については、多摩市公式HPをご参照ください。

○パルテノン多摩 <https://www.city.tama.lg.jp/0000002583.html>

○多摩中央公園 <https://www.city.tama.lg.jp/0000007395.html>

○中央図書館 <https://www.city.tama.lg.jp/0000013139.html>

○遊歩道(レンガ坂) <https://www.city.tama.lg.jp/0000014118.html>

【事後評価原案(事後評価シート)作成にかかる経過について】

都市再生整備計画の事後評価は様式2事後評価シートが最終的な公表資料となっています。この事後評価シートを策定するにあたり、「事後評価方法書」「事後評価シート(添付書類)」を作成しています。

◆事後評価方法書 『資料2』

事後評価ならびにフォローアップの作業が円滑かつ確実に進められるよう、事後評価に関わる各評価項目の計測、確認の時期、主体、手法等を具体的に明記したものです。

◆事後評価シート(添付書類) 『資料3』

事業効果を定量的・定性的に説明し、事業効果や事後評価作業の手続きが妥当であることを確認するための資料として作成するもので、表記項目は目次記載のとおりです。

(1)から(6)について、実施状況を踏まえ、実施できたこと、できなかったことを整理し記載しています。なお、(3)効果発現要因の整理、(4)今後のまちづくりの方策の内容作成においては、全庁横断的な庁内会議での議論が望ましいとされていますので、「多摩センター地区活性化推進会議」にて協議し記載しています。

(5)事後評価原案の公表はパブリックコメントのことです。(6)評価委員会の審議が、今回の街づくり審査会の意見聴取の内容を踏まえて記載する項目です。

※パブリックコメントは令和3年11月22日～12月10日まで実施中です。

令和3年12月16日の街づくり審査会当日は回収できた範囲で、いただいたご意見についてもご紹介する予定です。

なお、事後評価シート(添付書類)の記載にあたり、下記の参考資料を作成しております。

『参考資料1』：目標達成状況に関する資料

『参考資料2』：アンケート調査結果

『参考資料3』：事業実績参考資料

『参考資料4』：エスカレーターに関する資料

◆事後評価原案 事後評価シート 『資料4』

事後評価シート(添付書類)における評価・分析を踏まえ「今後のまちづくりの方策」について以下の通り記載しています。(※『参考資料5』：新規都市再生整備計画の方向性)

『回遊性のあるまちなみの形成』

「パルテノン大通り」を中心に賑わい環境を創出することにより、近隣施設を巻き込んだ回遊性のある賑わい環境の創出を図る。

『駅周辺施設の改修』

関連事業に挙げられている、駅周辺施設の整備を推進していくことで、商業施設との相乗効果を発揮し、人の流れを生み出す。

『移動環境の充実』

関連事業に挙げられている、ペDESTリアンデッキやバスロータリーの改修検討に併せ、歩行支援施設を整備するなど、誰もが移動しやすい環境の形成を図る。また、駅周辺の施設へのアクセスの際に、雨などにぬれずに移動ができるよう、屋根等の整備の必要性を検討する。